

藤沢型地域包括ケアシステム 「地域見守り活動に関する協定」締結基準

藤沢市が、地域のつながりや絆を大切に、誰もが安心して住み続けたいと思える魅力あるまち（地域）をめざし、高齢者等の孤立や詐欺被害の防止をはじめ、行方不明となる恐れがある高齢者等の発見・見守り等に向け、地域見守り活動に関する協定の締結を行う事業者は、次のとおりとする。

1 協定の締結を行う事業者等

- (1) 日常生活に密接に関連し、市内個人宅を訪問する事業者（代表者）
- (2) 市内広域に店舗を有する事業者（代表者）
- (3) 商店や事業者等が加盟する団体（代表者）
- (4) その他市長が締結を必要とする事業者（代表者）

2 事業者の選定基準

次の（１）～（３）のいずれかを満たす事業者とする。ただし、協定締結後、可能な限り本市の認知症サポーター養成講座の受講など、認知症の理解に努めることを条件とする。

- (1) 市内広域を活動対象とする事業者であること。
- (2) 訪問する顧客等が特定されており、市内に一定数の対象者が存在する事業者であること。
- (3) 地域に根付いた事業者であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象としない。

- ア 藤沢市暴力団排除条例第２条第２号から第５号に該当する事業者
- イ 政治活動又は宗教活動の一環として個人宅を訪問する事業者
- ウ 見守り活動が本来の業務に含まれると考えられる事業者
- エ 活動実態が明確に公表されていない事業者
- オ その他協定締結の効果が期待できないと考えられる事業者

以 上